

## 鳥取県企業局経営プラン評価委員会設置要綱

### (目的)

第1条 鳥取県企業局が行う事業についての取組の方向性や経営目標等を定める「鳥取県企業局経営プラン」(以下「経営プラン」という。)の策定等に当たり、民間有識者等による助言等を受けるため、鳥取県企業局経営プラン評価委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

### (任務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を行う。

- (1) 経営プランの策定及び改定に対する助言
- (2) 経営プランの進捗に対する助言及び中間評価

### (委員)

第3条 委員会は、次に掲げる者で構成する。

- (1) 学識経験者 1名
- (2) 公認会計士又は税理士 1名
- (3) 商工関係者 1名
- (4) 公営企業に関する有識者 1名

2 委員の委嘱期間は、委嘱の日から令和5年3月31日までとする。

ただし、毎年度末までに委員からの申し出がなければ、令和9年3月31日まで延長することができる。

### (委員長等)

第4条 委員会に委員長1人及び副委員長1人を置くものとし、委員の互選により選出する。

2 委員長は委員会を代表し、会務を総理する。副委員長は委員長を補佐する。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、副委員長又はあらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

### (事務局)

第5条 委員会の事務局は企業局経営企画課に置き、庶務業務を処理する。

### (会議)

第6条 委員会は委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会は委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

### (公正性の確保等)

第7条 委員は、厳正かつ公平に第2条の任務を行わなければならない。

2 委員は、委員会において知り得た情報(公表された情報を除く。)を漏らしてはならない。委員を退いた後も同様とする。

### (その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は委員会において定める。

### 附 則

この要綱は平成28年10月7日から施行する。

この要綱は平成29年3月24日から施行する。

第1条及び第2条中の次期経営プランは平成29年4月1日以降に適用される鳥取県企業局経営プランをいう。

この要綱は令和4年4月1日から施行する。